

1 感染症に関する情報の解析及び提供 [疫学情報部門]

(1) 京都市感染症情報センターとしての業務

ア 概要

(7) 本市における感染症発生動向調査事業は、昭和57年4月に、24感染症を対象に開始された。

昭和62年4月には、コンピュータ・オンラインシステムが導入され、対象感染症が増加する中、京都市週報を発行するなど、その充実を図りながら、感染症の発生状況の把握と、関係医療機関及び行政機関への情報提供を行い、感染症の予防対策の確立に役立ててきた。

(4) 平成11年4月には、「感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、もって公衆衛生の向上及び増進を図ること」を目的として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）が施行された。これに伴い、感染症情報（患者情報、検査情報）を全国規模で迅速に収集、解析、提供、公開するためのコンピュータ・オンラインシステムが再構築され、体制の充実、強化が図られた。

本市においても、地方感染症情報センター機能を担う「京都市感染症情報センター（感染症部門）」が衛生公害研究所に設置され、その任に、疫学情報部門が当たることとなった。

感染症法は平成15年11月に改正され、報告の対象とされている感染症が一類から五類までに再分類された。

その後、更にいくつかの変更点が増えられ、平成20年1月には、麻しん及び風しんが定点把握感染症から全数把握対象感染症となった。平成20年5月には、全数把握対象の新型インフルエンザ等感染症（新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザ）が追加され、二類感染症に鳥インフルエンザ(H5N1)が追加され、四類感染症である鳥インフルエンザから鳥インフルエンザ(H5N1)が除かれた。また、定点把握対象の五類感染症であるインフルエンザから鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症が除かれ、指定感染症から新型インフルエンザ等感染が除外された。

報告の対象とされる感染症は、全数把握対象の一類から五類感染症74、全数把握対象の新型インフルエンザ等感染症2、定点把握対象の五類感染症25、定点把握対象の厚生労働省令で定める疑似症2の合計103となっている。（表3-1-1）

(7) 全数把握対象感染症は診断した医師から、また、定点把握対象感染症は患者定点（表3-1-2）に指定された市内の133医療機関から、保健所に届出され、京都市でとりまとめて、国に報告している。疑似症は症候群サーベイランスを、鳥インフルエンザ(H5N1)に係る積極的疫学調査の結果は、疑い症例調査支援システムを通じて、国に報告される。また、保健所及び病原体定点から採取された検体は、当研究所（微生物部門）にて検査し、国に報告している。

イ 感染症発生動向調査事業実施体制

(7) 感染症発生動向調査事業実施体制の概要は、図3-1-1のとおりである。

(4) 情報の提供について

a 週報の発行（全数把握対象感染症とインフルエンザ、小児科、眼科、基幹の各定点より毎週届出される情報）
A4版6ページで構成し、毎週発行した。

1ページ目はコメント、全数把握対象感染症の概要、上位定点把握対象感染症の報告数及び検出された病原体の概要（病原体情報については、より詳細にとりまとめ、平成22年1月以降はホームページに移行）を、2ページ目はインフルエンザ又は腸管出血性大腸菌感染症及び上位定点把握対象感染症の発生動向を、3ページ目は当該週に注目すべき感染症のトピックスを、4ページ目以降は感染症別に行政区、年齢階級別報告数及び定点当たり報告数等の詳細情報を掲載したものである。

b 月報の発行（性感染症4疾患と薬剤耐性菌感染症3疾患について毎月届出される情報）

A4版3ページで構成し、毎月1回発行した。

1ページ目は性感染症4疾患と薬剤耐性菌感染症3疾患の発生状況とコメント、2ページ目以降は感染症別に行政区、年齢階級別報告数及び定点当たり報告数の詳細情報を掲載したものである。

c 「全数報告の感染症及び病原体の詳細」の発行（当該月に報告のあった全数把握対象感染症及び病原体情報）
A4版4ページで構成し、毎月1回発行した。

1 ページ目は「全数報告の感染症」及び「病原体の検出情報（概要）」、2 ページ目は「全数把握対象感染症の詳細」、3 ページ目は「結核（二類感染症）の詳細」、4 ページ目は「病原体の詳細情報」として掲載したものである。

なお、「全数報告の感染症」、「病原体の検出情報（概要）」、「全数把握対象感染症の詳細」、「病原体の詳細情報」については、9月分まで発行し、以降、ホームページに移行した。

d 事業実施報告書の発行

「平成20年 京都市感染症発生動向調査事業実施報告書」を、保健医療課及び当研究所微生物部門と協同で作成し、発行した。

上記報告書は、1年間の感染症の患者情報と検査情報について解析した「発生動向」及び詳細情報の「資料編」、実施要綱、実施要領及び指定届出機関（定点）名簿からなる「参考」の三部で構成されている。

平成21年に発生した感染症についてはデータの収集と解析を行い、平成22年度に「平成21年 京都市感染症発生動向調査事業実施報告書」として発行の予定である。

(2) その他の情報提供業務

ア 「京都市の結核」の発行（結核登録者情報システムにより把握されている結核患者の情報）

平成20年度より、本市における結核の発生動向についての年間報告書「京都市の結核」を当部門が作成しており、平成21年度は、「京都市の結核 平成20年（2008年）」を発行した。

平成21年の結核の動向についてはデータの収集と解析を行い、平成22年度に「京都市の結核 平成21年（2009年）」として発行の予定である。

イ 「京都市こどもの感染症」の発行

平成19年6月から、毎月1回、保健所の乳幼児健診に訪れる市民などへの啓発を目的として、「京都市こどもの感染症」を発行し、保健医療課を通じて、保健所及び教育機関等に配布した。

ウ ホームページによる情報発信（http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/soshiki/8-5-5-0-0_3.html）

(ア) 定期情報

感染症週報、月報、事業実施報告書及び「こどもの感染症」等の発行物のほか、全数把握感染症の月別発生状況、週ごとの定点把握対象感染症発生状況、インフルエンザウイルス検出情報などの病原体情報を掲載した。

(イ) トピックス

腸管出血性大腸菌感染症発生状況（8月25日まで掲載）、京都市麻しん発生状況（7月15日まで掲載）、新型インフルエンザ発生報告状況（7月23日まで掲載）などを感染症トピックスとして掲載した。

(ウ) 速報

新型インフルエンザへの対応として、[速報]インフルエンザ発生状況グラフ（8月31日から掲載）や市内地図やグラフでみる行政区別発生状況の速報値を毎週掲載した。

エ 医療従事者向けメール配信サービス及び京都市健康危機管理情報電子メール配信による情報発信

(ア) 医療従事者向け

平成20年1月から、メールマガジン配信システムを構築し、「医療従事者向けメール配信サービス」として、登録者に対し、感染症に係る発行物やホームページ掲載のお知らせを配信した。

また、平成21年度は、新型インフルエンザの発生を受け、インフルエンザの報告数が増加した平成21年9月から、インフルエンザ感染症に係る緊急情報として、市内及び全国の定点当たり報告数の速報値を毎週配信した。

緊急性の高い情報については、必要に応じて、感染症速報として配信するとともに、京都府医師会会員向けのファックス用原稿を作成し、京都府医師会に提供した

(イ) 一般向け

平成19年11月から、京都市でスタートした「京都市健康危機管理情報電子メール配信（みやこ健康・安全ねっと）」を利用し、「こどもの感染症」などの情報発信を行った。

(3) その他公衆衛生に係るデータの解析

京都市における HIV 抗体検査は、市内 11 保健所で、希望により性感染症検査（クラミジア、梅毒、淋菌、B 型及び C 型肝炎ウイルス）を同時に行う平日昼間検査、下京保健所において HIV 抗体検査のみを行い、即日で結果を返す夜間検査、財団法人京都工場保健会において HIV 抗体検査のみを毎月第 1 及び第 3 土曜日に行う休日検査の体制を整えている。

この検査時に、受検者が記入した質問票について、集計、解析作業及び報告書の発行を行った。

ア 平成 20 年度 京都市が実施する HIV 抗体検査に係るプレ・ポストカウンセリング報告書の発行

イ 平成 21 年度 京都市が実施する HIV 抗体検査に係るプレ・ポストカウンセリング統計資料（上半期速報版）の発行

なお、平成 22 年度に、上記のデータに下半期のデータを加え、「平成 21 年度 京都市が実施する HIV 抗体検査に係るプレ・ポストカウンセリング 報告書」として発行の予定である。

表 3-1-1 京都市感染症発生動向調査事業の対象感染症

1 全数把握対象の一類、二類、三類感染症

感染症の種類	疾病名	対象となる者の状態
一類感染症	(1) エボラ出血熱	患者 無症状病原体保有者 疑似症患者
	(2) クリミア・コンゴ出血熱	
	(3) 痘そう	
	(4) 南米出血熱	
	(5) ペスト	
	(6) マールブルグ病	
	(7) ラッサ熱	
二類感染症	(8) 急性灰白髄炎	患者・無症状病原体保有者 患者・無症状病原体保有者 疑似症患者 患者・無症状病原体保有者 患者・無症状病原体保有者 患者・無症状病原体保有者 疑似症患者
	(9) 結核	
	(10) ジフテリア	
	(11) 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)	
	(12) 鳥インフルエンザ (H5N1)	
	(13) コレラ	
三類感染症	(14) 細菌性赤痢	患者 無症状病原体保有者
	(15) 腸管出血性大腸菌感染症	
	(16) 腸チフス	
	(17) パラチフス	
	(17) パラチフス	

2 全数把握対象の四類感染症

(18) E型肝炎	(39) ニパウイルス感染症
(19) ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)	(40) 日本紅斑熱
(20) A型肝炎	(41) 日本脳炎
(21) エキノコックス症	(42) ハンタウイルス肺症候群
(22) 黄熱	(43) Bウイルス病
(23) オウム病	(44) 鼻疽
(24) オムスク出血熱	(45) ブルセラ症
(25) 回帰熱	(46) ベネズエラウマ脳炎
(26) キャサナル森林病	(47) ヘンドラウイルス感染症
(27) Q熱	(48) 発しんチフス
(28) 狂犬病	(49) ボツリヌス症
(29) コクシジオイデス症	(50) マラリア
(30) サル痘	(51) 野兎病
(31) 腎症候性出血熱	(52) ライム病
(32) 西部ウマ脳炎	(53) リッサウイルス感染症
(33) ダニ媒介脳炎	(54) リフトバレー熱
(34) 炭疽	(55) 類鼻疽
(35) つつが虫病	(56) レジオネラ症
(36) デング熱	(57) レプトスピラ症
(37) 東部ウマ脳炎	(58) ロッキー山紅斑熱
(38) 鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)	

3 全数把握対象の五類感染症

(59) アメーバ赤痢	(67) 髄膜炎菌性髄膜炎
(60) ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	(68) 先天性風しん症候群
(61) 急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く)	(69) 梅毒
(62) クリプトスポリジウム症	(70) 破傷風
(63) クロイツフェルト・ヤコブ病	(71) バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症
(64) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	(72) バンコマイシン耐性腸球菌感染症
(65) 後天性免疫不全症候群	(73) 風しん
(66) ジアルジア症	(74) 麻しん

4 全数把握対象の新型インフルエンザ等感染症

(100) 新型インフルエンザ	(101) 再興型インフルエンザ
-----------------	------------------

全数把握は、すべての医療機関の医師が届出の対象である。

5 定点把握対象の五類感染症

(75) RSウイルス感染症	(88) 流行性角結膜炎
(76) 咽頭結膜熱	(89) 性器クラミジア感染症
(77) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	(90) 性器ヘルペスウイルス感染症
(78) 感染性胃腸炎	(91) 尖圭コンジローマ
(79) 水痘	(92) 淋菌感染症
(80) 手足口病	(93) クラミジア肺炎(オウム病を除く)
(81) 伝染性紅斑	(94) 細菌性髄膜炎
(82) 突発性発しん	(95) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症
(83) 百日咳	(96) マイコプラズマ肺炎
(84) ヘルパンギーナ	(97) 無菌性髄膜炎
(85) 流行性耳下腺炎	(98) メチリン耐性黄色ブドウ球菌感染症
(86) インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	(99) 薬剤耐性緑膿菌感染症
(87) 急性出血性結膜炎	

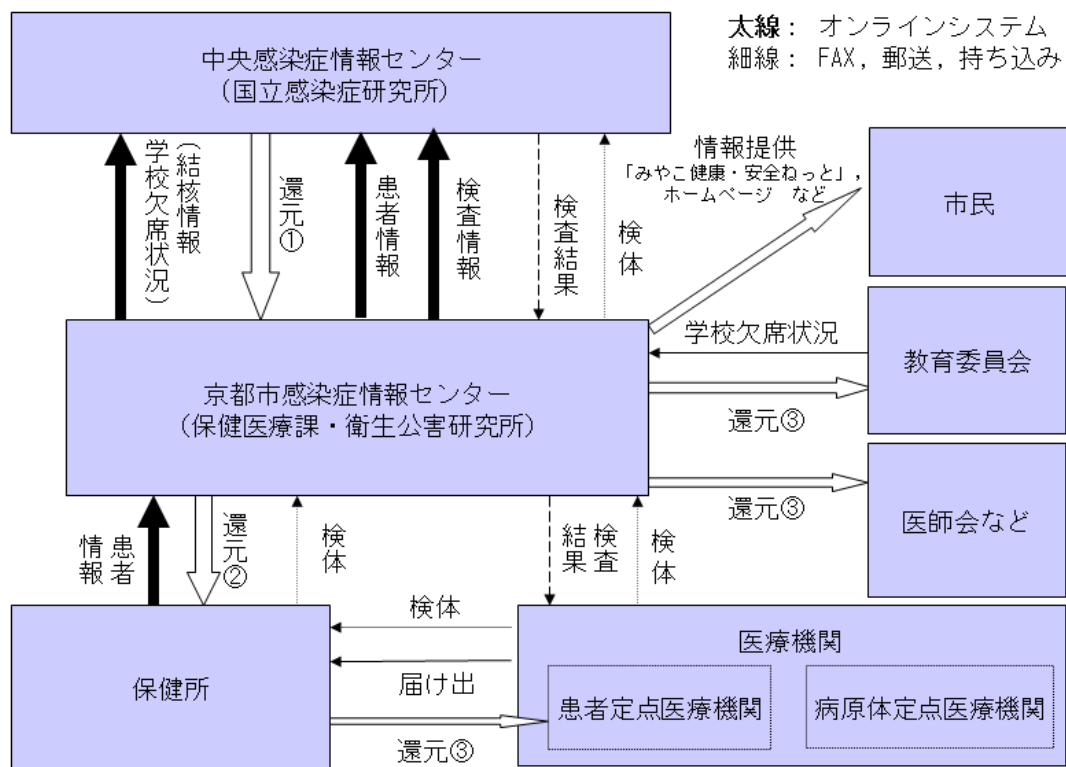
6 定点把握の法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(102) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状(明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。)	(103) 発熱及び発しん又は水泡(ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。)
---	---

定点把握は、指定届出機関が届出の対象である。

表3-1-2 京都市感染症発生動向調査事業の行政区別定点数

行政区	インフルエンザ	小児科	眼科	性感染症	基幹	疑似症
北	7	4	1	1	—	7
上京	5	3	1	1	—	7
左京	7	4	1	1	—	9
中京	5	3	2	2	1	7
東山	3	2	—	1	—	4
山科	7	4	1	1	—	7
下京	3	2	—	1	—	7
南	5	3	—	1	—	7
右京	8	5	1	1	—	11
伏見	11	7	2	2	—	16
西京	7	4	1	1	—	8
合計	68	41	10	13	1	90



還元① 国の「感染症週報/月報」及び全国の患者情報のデータ, 検査情報のデータ
 還元② 「京都市週報/月報」と「京都市こどもの感染症」及び国の「感染症週報/月報」
 還元③ 「京都市週報/月報」及び国の「感染症週報/月報」(医療従事者向け配信サービス等)

図3-1-1 京都市感染症発生動向調査事業 実施体制

2 ホームページによる情報発信

(1) 目的

試験検査，調査研究，監視指導，感染症発生動向調査など，衛生公害研究所の事業内容及びそれらに関連する公衆衛生情報を広く公開することを目的として，平成9年10月から，衛生公害研究所のホームページを開設している。

(2) 経緯

従来，本所のホームページは，作成ソフト等を用いず，HTML タグを直接入力していく方法で作成していたが，平成19年10月から，「京都市ホームページ作成支援システム（CMS）」が導入されたことに伴い，大幅な改定を行い，以降，このシステムを用いて作成することとなった。

「京都市ホームページ作成支援システム」は，特別な知識や技術を要せずに，京都市の定めるアクセシビリティに準拠したホームページの作成が可能であることから，これまで疫学情報部門で一元的に管理及び作成を行ってきた体制を改め，平成20年度からは，各々の課及び部門で，ホームページの作成及び管理を行うこととした。

(3) 平成21年度のホームページの構成

ア トップページ

- (7) ホームページサイトマップ
- (4) 京都市衛生公害研究所の所在地
- (9) ご意見・ご感想
- (2) 関係機関リンク集
- (1) 医療従事者向け京都市感染症情報配信サービス
- (8) 新着トピックス

イ 管理課

- (7) 消費者コーナーニュース
- (4) 平成21年度「夏休み中学生のための生活環境教室」実施報告

ウ 生活衛生部門

- (7) 生活衛生部門の業務
- (4) 生活衛生便り
- (9) 飲用井戸水の全有機炭素(TOC)の依頼検査について[Q&A]
- (2) 加工食品中の残留農薬
- (1) 「ツブ貝，バイ貝」による食中毒予防について
- (8) 貝毒について
- (3) キノコ中毒に注意してください

エ 臨床部門

- (7) 臨床部門の業務
- (4) 新生児マスキングについて
- (9) 食中毒について
- (2) サルモネラについて
- (1) 食中毒のノロウイルスについて

オ 微生物部門

- (7) 微生物部門の業務
- (4) 感染性胃腸炎のノロウイルス(Norovirus)について
- (9) 新型インフルエンザウイルスのPCR検査について

カ 食肉検査部門

- (7) 食肉検査部門の業務
- (4) 牛レバーに潜む食中毒菌（カンピロバクター）
- (9) 豚の腸管に潜む病原菌（サルモネラ）

- (d) お肉の安心・安全確保はどうしているの？
- (f) ミートフェアにむけて
- (h) 平成21年度 上半期 と畜検査概況（平成21年9月30日現在）
- (k) ミートフェア終了しました
- (l) 見島牛
- (n) 平成21年度 畜産物の安全性確保に関する対策協議会・前期分が開催されました
- (o) 全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会に参加しました
- (r) 全国食肉衛生技術研修会及び衛生発表会に出席してきました

キ 疫学情報部門

- (7) 疫学情報部門の業務
- (f) 京都市の感染症の動向
- (h) 京都市麻しん発生状況
- (i) 京都市感染症週報
- (j) 京都市こどもの感染症
- (k) 感染症発生動向調査 京都市月報
- (l) 感染症トピックス
- (m) 感染症Q&A
- (n) 京都市感染症発生動向調査事業実施報告書
- (o) 京都市衛生公害研究所年報

ク 衛生動物部門

- (7) 衛生動物部門の業務
- (f) 衛生動物だより
- (h) 花粉情報
- (i) セアカゴケグモ写真集

ケ 環境部門

- (7) 環境部門の業務
- (f) 大気汚染常時監視における測定物質について
- (h) 大気汚染常時監視システムについて
- (i) 出前環境教室
- (j) 酸性雨について
- (k) 京都市における一般大気中のアスベスト（石綿）濃度について
- (l) 光化学スモッグについて
- (m) 有害大気汚染物質について
- (n) 友好都市 中国・西安市の研究員の方が来所されました

(4) 掲載内容等の見直し

データの更新を、定期的に行うとともに、掲載内容の見直しについても、随時及び定期的に行っている。

3 京都市環境情報処理システムの運用 [環境部門]

(1) 目的

市内に配置する大気汚染常時監視測定局における測定データをオンライン、リアルタイム処理により迅速に把握し、市民の健康に影響する緊急事態に適切に対処するため、また、測定データの蓄積、統計処理を的確かつ即応的に行うため「京都市環境情報処理システム」を運用している。

(2) 方法

本システムの概要は、図3-3-1に示すとおりである。

各測定局の測定データは、テレメータ子局装置とテレメータ中央局装置（衛生環境研究所に設置）の通信により収集し、操作端末画面に表示させることで大気汚染状況のリアルタイム監視を行っている。

収集データはデータ処理サーバに蓄積し、環境基準適合状況等各種統計処理、出力を行う。

(3) 結果

上記の方法により整備したデータは、環境施策の推進に資するため次のとおり活用している。

ア 環境省、国立環境研究所等への報告

イ 大気汚染状況の広報、「京都市の環境」等本市統計資料、市会資料等のための基礎資料

ウ 大気汚染常時監視測定結果（データブック）作成

エ 依頼に基づく外部研究機関等へのデータ提供（21年度提供件数：10件）

なお、測定データ（速報値）は京都府及び環境省にオンラインで提供しており、それぞれのホームページで公開されている。

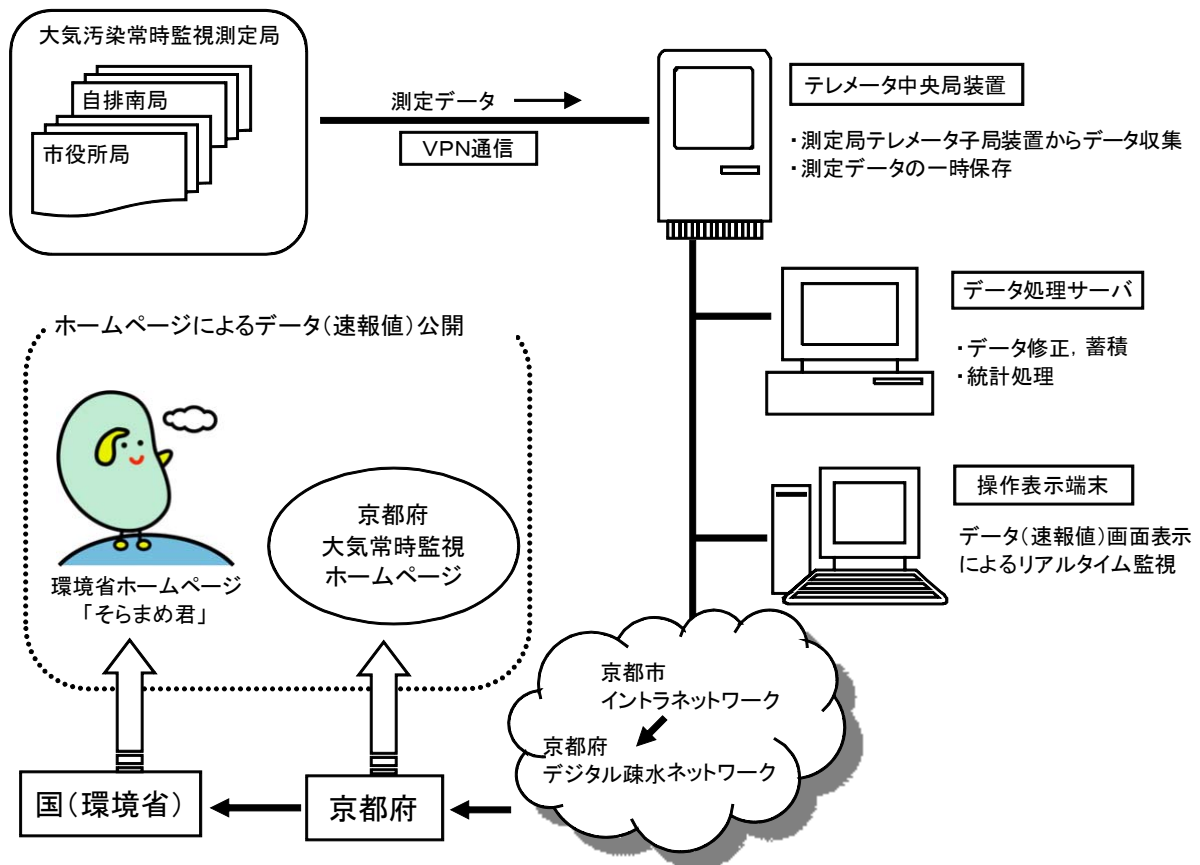


図3-3-1 京都市環境情報処理システム概念図

4 その他の公衆衛生情報の収集提供 [管理課]

単行本，刊行物（学術雑誌を含む。），各種報告書などを収集・收受し，分類整理して図書室に配架・保管している。

平成21年度の主な購入雑誌は，次の表のとおりである。

邦文雑誌（18種類）	医学のあゆみ，ジャパンフードサイエンス，厚生指標，日本医事新報，日本公衆衛生雑誌，食品衛生研究，蛋白質 核酸 酵素，臨床検査，公衆衛生，食と健康，消費者，暮らしの手帖，資源環境対策，環境技術，水環境学会誌，環境と公害，騒音制御，日本音響学会誌
欧文雑誌（1種類）	Journal of AOAC international